

# 睡眠不足は乗務禁止！

国土交通省は、今年6月1日から睡眠不足に起因する事故防止対策を強化。事業者はドライバーの睡眠状況をチェックし、安全運転に支障をきたすと判断した場合は、乗務させないなどの措置をとらなければなりません。

そこで今月は、事故防止対策が強化された背景とその概要について紹介していきます。



## 居眠り運転による重大事故を背景に強化

トラックドライバーの年間労働時間は大型ドライバーで2,604時間、中小型トラックドライバーで2,408時間となっており、全産業平均(2,124時間)より約2割も長いという状況です。常態化した長時間労働は睡眠不足にもつながっています。また、生活習慣病と密接な関係があるSAS(睡眠時無呼吸症候群)も睡眠不足の大きな要因としてあげられ、事業者には適切な対応が求められています。

睡眠不足による居眠り運転は、重大事故を引き起こしかねません。実際の事故【次ページ参照】をみると、

多重事故により死傷者が多数出たほか、通行止めなどによって日常生活にも影響を与えています。トラックによる事故は、甚大な被害になりやすく社会に与える影響も計り知れません。コツコツと積み上げてきた業界への信頼やイメージも、一瞬で崩れてしまうのです。

国土交通省では、居眠り運転による重大事故が目立っていることを背景に、睡眠不足に起因する事故防止対策を強化。貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正し、今年の6月1日から施行されました。

出典:厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成28年)、公益社団法人 全日本トラック協会『「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について』

## ●居眠り運転が起因した重大事故

| 発生年月日           | 発生場所              | 報告書名称                  | 事故要因   |
|-----------------|-------------------|------------------------|--|
| 2014年<br>11月27日 | 愛知県犬山市<br>国道41号線  | タンク車の追突事故              | 疲労と睡眠不足で集中力が低下しているなか、休憩場所を探しながら走行していたところ、前方車両の減速に気がつかず追突。計9名が軽傷を負い、タンク車に積載していたガソリンなど6,000リットルが路上に漏れ出た。 |
| 16年<br>3月17日    | 広島県東広島市<br>山陽自動車道 | 中型トラックの追突事故            | 連続する乗務の疲れから居眠り運転をしてしまい、渋滞で停止中の車列に気がつかず、回避操作もせず約80km/hで追突。関係した相手車両のドライバー2名が死亡、計4名が軽傷を負った。               |
| 16年<br>10月8日    | 香川県観音寺市<br>国道11号線 | トラクタ・バンセミトレーラの<br>追突事故 | 長時間労働による疲労の蓄積で居眠り運転をしてしまい、車道を進む秋祭りの参加者に突っ込み、引いていた太鼓台に衝突。参加者のうち1名が死亡、5名が重傷、34名が軽傷を負った。                  |

出典: 国土交通省「事業用自動車事故調査委員会 報告書」より抜粋

## 自己申告、顔色、仕草などから総合的に睡眠不足を判断

今回の改正では、事業者がドライバーを乗務させてはならない事由として「睡眠不足」の追加や、点呼時には「睡眠不足により安全に運転できないおそれがあるかどうか確認する」などが追加されました【下記参照】。睡眠不足で安全運転が難しいことを知って乗務させると、行政処分が科される可能性があります。

睡眠時間は、睡眠不足を確認するひとつの目安になりますが、個人差があるため「睡眠が一定時間以下であった場合は乗務させてはならない」などの基準はありません。事業者には乗務前点呼時、ドライバーからの申告、顔色、仕草、話し方も含めて普段の様子と違うところがみられないか、総合的に判断することが求め

られています。なお、国土交通省で作成している「指導・監督指針」では、6~7時間の連続した睡眠が推奨されています。また、ドライバーに対する具体的な指導としては「良い睡眠をとることが事故防止に不可欠である」「就寝前の飲酒、喫煙、カフェイン摂取やPC・スマートフォンの使用は睡眠の質を低下させる」「運転中に眠気を感じた時は運転を中止し、休憩するか睡眠をとる」などがあげられています。

睡眠不足を解消することは、事故の防止はもちろん、心身の健康を守っていくこともあります。働きやすい職場環境づくりのひとつと考え、しっかりと取り組んでください。

### 「貨物自動車運送事業輸送安全規則」一部改正の概要

- 1.事業者が乗務員を乗務させてはならない事由等として、「睡眠不足」を追加。
- 2.「事業者が乗務員の乗務前等に行う点呼において、報告を求め、確認を行う事項」として、「睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無」を追加。
- 3.「運転者が遵守すべき事項」として、「睡眠不足により安全な運転をすることができない等のおそれがあるときは、その旨を事業者に申し出ること」を追加。
- 4.「点呼時の記録事項」として、「睡眠不足の状況」を追加。

出典: 国土交通省「睡眠不足に起因する事故の防止対策を強化します！」